

きた くぎかいだより

No. 272
 発行/北区議会
 〒114-8508
 東京都北区王子本町1丁目15番22号
 TEL 03(3908)9948



新しい議席配置図

さがらとしこ (共)	本田正則 (共)	福島宏紀 (共)	いながき 浩 (公)	宮島 修 (公)	近藤光則 (公)	青木博子 (公)	古田しのぶ (公)	大島 実 (公)	やまだ加奈子 (自)	戸枝大幸 (自)	榎本 一 (自)
野々山 研 (共)	宇都宮 章 (共)	せいの恵子 (共)	山崎たい子 (共)	坂口勝也 (公)	すどうあきお (公)	くまき貞一 (公)	小田切かずのぶ (公)	永沼かつゆき (自)	大沢たかし (自)	名取ひであき (自)	渡辺かつひろ (自)
福田光一 (無(新))	佐藤ありつね (無(社))	野口将人 (共)	永井朋子 (共)	大畑 修 (立)	花見たかし (立)	赤江なつ (立)	うすい愛子 (立)	坂場まさたけ (自)	松沢よしはる (自)	竹田ひろし (自)	石川さえだ (自)
山中りえ子 (無(都))	みつぎ慎太郎 (無(N))	吉田けいすけ (無(維))	こまぎき美紀 (無(あ))								

会派名等の略称 自：自由民主党議員団 公：公明党議員団 共：日本共産党北区議員団 立：立憲クラブ 無(社)：無会派(社会民主党所属) 無(新)：無会派(新社会党所属)
 無(あ)：無会派(あたらしい党所属) 無(N)：無会派(NHKから国民を守る党所属) 無(都)：無会派(都民ファーストの会所属) 無(維)：無会派(日本維新の会所属)

第1回 臨時会の概要

令和元年第1回臨時会は、5月22日に招集されました。

正副議長選挙、常任委員会・議会運営委員会・特別委員会委員の選任等を行いました。その他、区長から提出された専決処分1件の承認、議案1件の議決、議員から提出された議案1件の議決及び議会選出の監査委員2名の選任に同意し、同日閉会しました。

議決した議案等

議案名	概要	自	公	共	立	無(社)	無(新)	無(あ)	無(N)	無(都)	無(維)	議決結果
地方自治法第179条第1項の規定に基づき処分した東京都北区特別区税条例等の一部を改正する条例の報告及び承認について	東京都北区特別区税条例等の一部を改正する条例の処分	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	承認
東京都北区特別区税条例の一部を改正する条例	寄附金税額控除の見直しを行うほか、規定の整備を行う	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
東京都後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙における候補者の推薦について	渡辺かつひろ議員	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
東京都北区監査委員選任の同意について	榎本 一議員	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	同意
東京都北区監査委員選任の同意について	小田切かずのぶ議員	○	○	○	○	○	▲	○	○	○	○	同意

※採決時は、議長を除きます。

○：賛成 ×：反対 ▲：棄権退場

議長・副議長のあいさつ

私たちは、5月22日に開会された北区議会の臨時会におきまして、議長・副議長に選出され、議会運営の要職を担うことになりました。新しい元号「令和」とともにスタートした議会体制における大役に、その責任の重さを痛感しております。

北区政は少子高齢化の進展や防災・減災対策、本格化するまちづくりへの対応など、取り組むべき懸案を多く抱えておりま

す。また、区の魅力向上・活性化を目的とした都市ブランド戦略や、外国人人口増加に伴う多文化共生施策の推進など、新たな取り組みも求められています。

区議会といたしましては、複雑化・多様化する諸課題に迅速かつ的確に対応するため、住民自治の基本に立ち返り、区民の皆様の信頼と期待に応えられるよう、議会制民主主義に則り、公正で円滑な議会運営に努めてまいります。

今後とも皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。就任にあたってのご挨拶とさせていただきます。



左：渡辺 かつひろ 議長 右：古田しのぶ 副議長

区議会のしくみは

○区議会議員は区民の代弁者です

【議会を構成する議員】

議会は区民の直接選挙によって選ばれた議員で構成されています。議会は区民を代表する機関であり、区民の意思を区政に反映させる重要な役割を担っています。

【任期及び定数】

現在の北区議会議員の任期は、令和元年5月1日から令和5年4月30日までの4年間です。

議員の定数は、条例により40人となっています。

○議長は議会の代表・進行役です

【議長・副議長の選出方法】

議会は、議員の中から選挙で議長と副議長を選びます。任期はいずれも議員の任期ですが、議会の許可を得て辞職することができます。

【議長の仕事】

議長は、議会のリーダーとして会議の運営や秩序の維持に努め、議会に関する事務処理を指揮し、対外的に議会を代表します。

副議長は、議長が欠けたとき、病気や出張などで不在の場合、代わりに議長の職務を行います。

○議会には本会議と委員会があります

【本会議と委員会】

議会の最終的な意思決定（議決）は、本会議で行われますが、この本会議の予備審査機関として委員会が設けられています。

このような委員会制度をとるのは、本会議ですべての問題を議論するよりも、部門（所管）ごとに分かれて専門的に審査を行った方が能率的で、より深い議論ができるからです。

【委員長・副委員長の選出方法】

委員会において委員長と副委員長を委員から互選します。任期はいずれも委員の任期によります。

【委員長の仕事】

委員長は、委員会を招集するとともに、委員会の議事の進行や整理を行います。委員長が不在の場合には、副委員長が代わりに委員長の職務を行います。

○定例会は年4回開かれます

【定例会と臨時会】

北区議会には、条例により年4回（2月、6月、9月、11月）開かれる「定例会」と必要に応じて開かれる「臨時会」があります。

【議会の招集】

議会の定例会、臨時会は区長が招集しますが、議会運営委員会の議決を経て議長から招集請求があったとき、又は議員定数の4分の1以上（北区議会においては10人以上）の議員から招集請求があったときは、区長は臨時会を招集し

なければなりません。

【会期】

議会が活動する期間を「会期」といいます。会期の長さは、会期のはじめに議会の議決で決めます。原則として、会期中に本会議や委員会活動などを行います。

【議会の開会】

議会は、「開会」によって活動が始まります。開会は議長が宣告します。また、その日ごとの会議の開会・閉会も、議長の宣告により行われます。

開会のためには、原則として議員定数の半数以上の議員（北区議会においては20人以上）が出席していることが必要です。

○議会事務の窓口が区議会事務局です

【区議会事務局】

北区議会は、区民の声にお応えするために十分な活動ができるよう事務局を置いています。

職員は議長が任命し、本会議・委員会運営の準備や、請願・陳情の受付など、区民の窓口になっています。また、会議録や「きたくぎいだより」の作成なども行っています。

○政治倫理について

【議員の責務・倫理基準】

北区議会は、議員の責務や政治倫理基準等を条例で定め、政治倫理の確立と向上に努めています。

また、政治倫理に関する事項を審査するため、政治倫理審査会を設置しています。

区民が議会に参加するには

○区民の要望は請願や陳情として提出できます

【請願・陳情の提出方法】

請願・陳情は、議会に対して文書で施策の実現を要望する制度です。請願・陳情ともに形式は同じですが、請願書には紹介議員の署名が必要です。

請願・陳情の提出先（あて名）は区議会議長とし、区議会事務局へ提出します。受付は常時行っていますが、定例会の会期中の委員会で審査するためには、事務の手続き上、会期の初日の4日前（区役所が休みの日を除く）までに提

（記入例）

<p>こんな日程の場合</p> <p>4日前 月 締切日</p> <p>3日前 火 祝日</p> <p>2日前 水</p> <p>1日前 木 会期初日</p> <p>日</p>	<p>○〇に関する請願(陳情)書</p> <p>要旨</p> <p>理由</p> <p>※紹介議員 (署名または記名押印)</p> <p>請願(陳情)者(代表者)</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p>電話番号</p> <p>年月日</p> <p>東京都北区議会議長 殿</p>
--	---

※陳情の場合、紹介議員は必要ありません。

※区外に住所を有する個人又は団体から提出された陳情は、所管委員会に付託せず、参考送付する取扱いとしています。そのため、所管委員会での審査は行いません。

出する必要があります。

【請願・陳情の審査方法】

請願・陳情は審査し、その内容に議会として賛成できるものは「採択」、賛成できないものは「不採択」とします。引き続き審査すべきと判断した場合には、「継続審査」とします。なお、審議等の扱いは請願と陳情は同様です。

採択された請願・陳情のうち区で取り組むべきものは、議長から区長や、教育委員会をはじめとする行政委員会などの執行機関へ送付します。執行機関は、その後の取り組み状況について議会へ報告することになっています。また、請願・陳情の提出者には、その審査結果を通知しています。

なお、請願・陳情の提出者の住所や氏名などは、公表されます。

○議会を傍聴することができます

【会議の公開】

議会では区民に身近な問題を審議しています。区民が議会における審議状況を知ることができるように、本会議や委員会を原則公開していますので、これらの会議を「傍聴」することができます。

【傍聴の方法】

本会議は、区役所第一庁舎4階の区議会事務局で傍聴券の交付を受けてから、6階の傍聴席で傍聴できます。委員会は、区役所第一庁舎4階の委員会室で傍聴簿に記入の上、傍聴できます。

傍聴の定員は、本会議場が70人、第一委員会室が20人、第二委員会室が30人で、先着順となります。手話通訳派遣も行っています。詳しくはホームページをご覧ください。

○議会広報について

【本会議等の日程】

「区議会開催のお知らせ」を区の掲示板や地域振興室などに掲示しています。

【議会活動の状況】

議会活動の状況をお知らせする「きたくぎいだより」や本会議・委員会などの「会議録」・「区議会年報」を発行しています。

※「きたくぎいだより」は、目の不自由な方のための点字版、テープ版及びデージー版(声のくぎいだより)を発行しています。声のくぎいだよりはホームページで聞くことができます。

【会議録・会議資料の閲覧場所】

◎会議録（本会議及び予算・決算特別委員会）

・区議会事務局（区役所第一庁舎4階）

・中央、赤羽、滝野川図書館

◎委員会記録・各種会議資料等

・区議会事務局

※会議録及び委員会記録・各種会議資料等は北区議会ホームページ

(<http://www.city.kita.tokyo.jp/gikaijimukyoku/kuse/gikai/>)

でも同様に閲覧できます。

※北区議会ホームページのQRコード



【議会放映】

◎J:COM東京北（ケーブルテレビ）

定例会の代表質問をJ:COMチャンネルで録画放映しています。放送日時は「きたくぎいだより」やホームページなどでお知らせします。

◎ホームページ

定例会の代表質問及び個人質問を録画配信しています。また、臨時会は、全日程を配信しています。

区議会や議員の仕事とは

○議会の意思は本会議の議決で確定します

【議案の審議の流れ】

議会で審議し、議決する原案を「議案」といいます。

●本会議

本会議は、議員全員が集まる最も重要な会議です。本会議では、提出者より議案の説明を受け、質疑のあと、それぞれの議案を委員会に付託します。

各委員会に付託した議案の審査報告を待って本会議では賛成や反対の討論が行われ、議決されます。

●委員会

委員会では、委員は議題について自由に質疑し、意見を述べるすることができます。必要に応じて、区長やその他の区職員の出席を議長を通じて求めることができます。また、委員会から議案を提出することもできます。

審査が終了した時は、委員長は審査報告書を作成して議長に提出します。

※議会又は委員会が必要と認めたときは、公聴会を開いたり、参考人を呼ぶこともできます。

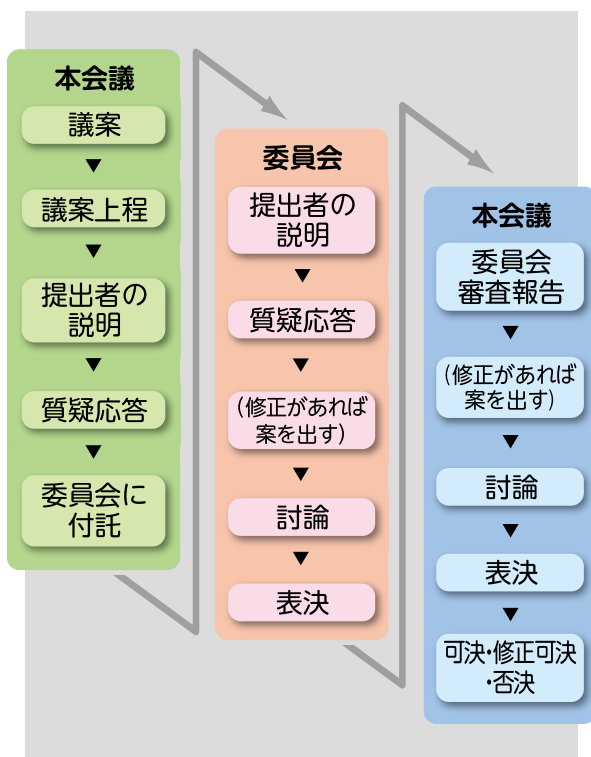
○議会で重要な議案を議決します

【議決】

議会が区長や議員から提出された議案などを審議して、それに対する意思を決めることを「議決」といいます。

議決には、予算や条例など区の団体意思を決めるものと、意見書・決議など議会の機関意思を決めるものがあります。

条例の制定や改正、予算や決算、区が結ぶ一定額以上の契約や財産の取得など、区の仕事で重要なことがらを、議会で議決します。



【議会と区長】

議会は、区民生活に関わる重要な事項を決めています。一方、区長は、議会で決められたことに基づき、実際の区の仕事を進めています。

議員も区長も、ともに区民の直接選挙により選ばれ、それぞれ独立した権限を持っています。そして相互に協力してよりよい豊かな区政を行うよう努力しています。

【区政のチェック機能】

議会日程以外でも、日常的に区政が正しく運営されているかどうかを調査したり、事務の内容を検査することも議会の大切な仕事のひとつです。監査委員に監査を求め、実情を調べてもらうこともあります。本会議で「一般質問」を行ったり、また委員会で報告を受けて質問や提案をして、区政をチェックしています。

【任命・選任の同意、選挙】

区長が、区の重要な役職（副区長、教育長、教育委員会委員、監査委員）に就く人を決める際に、議会として同意するかどうかを決めます。また、区民の中から区の選挙管理委員を議会の選挙で選びます。

○議案は公平に、慎重に審議されます

【会議の諸原則】

本会議や委員会においては、議事を円滑に進めるための重要なルールがあります。

◎公開の原則

会議の傍聴や会議録の閲覧ができます。

◎定足数の原則

会議を開くには、定数の半数以上の議員の出席が必要です。

◎過半数議決の原則

議決するには、出席議員の過半数の賛成が必要です。

◎一事不再議の原則

一度議決したら、その会期中に同じ案件については再度議決することはできません。

◎会期不継続の原則

各会期は独立しており、議決に至らなかった議案は、その会期が終われば消滅します。

◎発言自由の原則

議員は、会議で自由に発言する権利を持っています。

○議会は審議能力の向上に努めています

【議員の派遣】

議会は、審査や調査に必要があるときは、議員を派遣することができます。

【委員会の調査活動】

委員会は審査や調査に必要があるときは、委

員を派遣することができます。また、国や都の職員や専門家を招いて、説明会や勉強会を開くこともできます。

【住民意見の把握】

議員は区民の代表として、区民の意見を聞いたり、相談に応じたりして、区に対する要望を把握することに努めています。

また、区民が議会に提出する請願の紹介議員となることがあります。

【議員の調査研究活動】

議員は、議会日程以外でも、日常的に区役所の仕事を把握し、区民の意見を聞くことで、区政の問題点や課題を見つけて新しい施策を提案するなど、区政に関する調査活動や研究活動を行っています。

○議員は、条例・意見書などを議会に提案できます

【条例の提案】

区の仕事は法律、条例、規則などに基づいて行われています。区の条例は区長と議員の双方が提案する権限を持っています。

議員が提案する場合、議員定数の12分の1以上（北区議会においては4人以上）の議員の賛成が必要です。

また、委員会からも提案することができます。

【意見書の提案】

議会は公益に関することについて、国、都などの関係行政機関及び国会に意見書を提出することができます。議員及び委員会は、意見書を議会に提案することができます。

○発言・賛否の意思表示は議員の最も大切な権利です

【会議への出席権・発言権・質問権・賛否の意思表示権】

会議に出席して発言・質問したり、議題に対する賛否の意思を表明することは、議員として、最も基本的で重要な権利です。

議員は、本会議の一般質問などによって区の仕事全般について区長などに報告や説明を求めることができます。

【委員会の所管・審査事項】

常任委員会	所管事項	委員会運営	
		議会運営	地域開発
企画総務	政策経営部、総務部、危機管理室、会計管理室、選挙管理委員会事務局及び監査事務局に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項	1 議会の運営に関する事項 2 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 3 議長の諮問に関する事項	
区民生活	地域振興部、区民部及び生活環境部に関する事項		1 西ヶ原地区まちづくりについて 2 志茂地区まちづくりについて 3 赤羽駅東口地区まちづくりについて 4 赤羽西地区まちづくりについて 5 田端地区土地区画整理事業について
健康福祉	健康福祉部に関する事項		1 地震災害について 2 風水害等について
文教子ども	教育委員会事務局に関する事項		1 十条駅付近立体交差化について 2 十条駅周辺地区再開発について 3 十条地区まちづくりについて
建設	まちづくり部及び土木部に関する事項		1 シティプロモーションについて 2 観光及び産業・文化PRについて 3 都市間交流・連携事業について

※(令和元年5月22日現在)

※なお、予算、決算審査のため、別途特別委員会が設置されます。

新しい議会の構成

議長 渡辺かつひろ
副議長 古田しのぶ

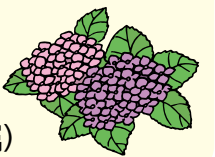
議会選出監査委員 榎本 一
小田切かずのぶ

常任委員会

◎委員長 ○副委員長

企画総務委員会 (定数8人)	区民生活委員会 (定数8人)	健康福祉委員会 (定数8人)	文教子ども委員会 (定数8人)	建設委員会 (定数8人)
 ◎永沼かつゆき 志茂 2-48-4 3901-7571(自)	 ○青木博子 志茂 4-25-3 090-6169-2671(公)	 ◎坂口勝也 豊島 5-5-7-1338 3912-0441(公)	 ○宇都宮 章 神谷 3-10-8-401 3901-7036(共)	 ◎花見たかし 志茂 3-21-9 5902-0873(立)
 ○山崎たい子 豊島 7-19-10 090-2160-1292(共)	 ◎近藤光則 赤羽南 2-11-18-B1 090-3809-2373(公)	 ○やまだ加奈子 西ヶ原 3-57-9 5394-1418(自)	 ◎名取ひであき 栄町 18-5 3919-1271(自)	 ○本田正則 田端 3-4-12-305 3824-3956(共)
 いながき 浩 浮間 2-10-7 5392-1242(公)	 大沢たかし 赤羽西 1-5-1-907 3909-1014(自)	 赤江なつ 豊島 6-8-8-102 070-6480-7222(立)	 坂場まさたけ 王子 4-16-1-302 5948-9508(自)	 石川さえだ 赤羽台 2-3-4-1028 3900-0577(自)
 すどうあきお 赤羽北 3-3-26 5948-4012(公)	 うすい愛子 赤羽 2-43-3-301 070-1599-8655(立)	 榎本 一 滝野川 2-6-11-101 3911-4643(自)	 大島 実 堀船 2-31-2-903 090-4929-5027(公)	 くまき貞一 西ヶ原 2-17-4-105 090-1537-4517(公)
 大畑 修 中十条 3-8-9 090-4417-4325(立)	 佐藤ありつね 滝野川 2-43-3 5567-0095(無(社))	 さがらとしこ 赤羽北 3-23-17 3905-0970(共)	 福田光一 王子 3-9-12 3927-4025(無(新))	 野口将人 東十条 5-16-10 6454-4881(共)
 松沢よしはる 浮間 4-19-4-101 5918-8340(自)	 小田切かずのぶ 中十条 3-20-19 090-2310-9695(公)	 こまざき美紀 赤羽 1-59-8-4F 5-12 080-3558-2604(無(あ))	 戸枝大幸 田端 4-21-14 3824-1717(自)	 永井朋子 浮間 3-1-54-302 080-4429-6338(共)
 竹田ひろし 豊島 1-32-2-201 3912-4860(自)	 野々山 研 岩淵町 22-31-401 090-2156-3510(共)	 古田しのぶ 東十条 3-3-1-1106 080-3172-5066(公)	 渡辺かつひろ 中十条 1-21-2 3908-1355(自)	 宮島 修 滝野川 4-30-5 080-9804-7414(公)
 吉田けいすけ 赤羽 2-45-3-206 080-5405-1596(無(維))	 せいの恵子 滝野川 3-56-7 070-3531-0812(共)	 福島宏紀 豊島 5-4-1-615 090-1206-6925(共)	 みつき慎太郎 昭和町 1-10-11-202 070-4122-3900(無(N))	 山中りえ子 赤羽 2-1-7-401 5249-4456(無(都))

(会派名等の略称)
 自=自由民主党議員団 公=公明党議員団 共=日本共産党北区議員団 立=立憲クラブ
 無(社)=無会派(社会民主党所属) 無(新)=無会派(新社会党所属) 無(あ)=無会派(あたらしい党所属)
 無(N)=無会派(NHKから国民を守る党所属) 無(都)=無会派(都民ファーストの会所属) 無(維)=無会派(日本維新の会所属)



議会運営委員会 (定数11人)

◎宮島 修	○竹田ひろし
大沢たかし	大畑 修
近藤光則	坂口勝也
永井朋子	永沼かつゆき
名取ひであき	野口将人
山崎たい子	

特別委員会

地域開発特別委員会 (定数10人)	防災対策特別委員会 (定数10人)	十条まちづくり特別委員会 (定数10人)	都市ブランド推進特別委員会 (定数10人)
◎大沢たかし	◎福島宏紀	◎大畑 修	◎大島 実
○永井朋子	○石川さえだ	○いながき 浩	○戸枝大幸
坂場まさたけ	青木博子	小田切かずのぶ	うすい愛子
野々山 研	こまざき美紀	名取ひであき	宇都宮 章
やまだ加奈子	さがらとしこ	古田しのぶ	くまき貞一
吉田けいすけ	永沼かつゆき	渡辺かつひろ	松沢よしはる
	福田光一		宮島 修
			山崎たい子

会派一覧と役職

自由民主党議員団 (11人)	公明党議員団 (10人)	日本共産党北区議員団 (9人)	立憲クラブ (4人)
■大沢たかし	■近藤光則	■山崎たい子	■大畑 修
□竹田ひろし	□小田切かずのぶ	□永井朋子	□花見たかし
☆永沼かつゆき	☆坂口勝也	☆野口将人	☆赤江なつ
△石川さえだ	△すどうあきお	△本田正則	△◇うすい愛子
○榎本 一	○青木博子	○宇都宮 章	
○戸枝大幸	○大島 実	○野々山 研	
○やまだ加奈子	○宮島 修	○福島宏紀	
○名取ひであき			
○渡辺かつひろ			

■幹事長 □副幹事長 ☆政務調査会長 △政務調査副会長 ◇議会情報PR委員会委員

きたくぎかいだより No.272

編集：議会情報 PR 委員会
発行：東京都北区議会

〒114-8508 北区王子本町 1-15-22
☎：03(3908)9948
FAX：03(3908)0600

区議会の活動は、北区のホームページでもご覧になれます。

北区議会